総社市告示第13号

総社市文書管理委員会設置要綱等の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

(総社市文書管理委員会設置要綱の一部改正)

第1条 総社市文書管理委員会設置要綱(平成17年総社市告示第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 委員は,教育長,政策監及び次に掲げる者をもって充てる。	3 委員は,教育長,政策監及び次に掲げる者をもって充てる。
(1)各部の部長(消防長及び議会事務局長を含む。)	(1)各部の部長(消防長 <u>教育次長</u> 及び議会事務局長を含む。)
(2)略	(2)略

(総社市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 総社市生涯学習推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(本部会)	(本部会)
第4条 略	第4条 略
2 本部会は,本部長,副本部長,政策監,総合政策部長,総務部長,市民	2 本部会は,本部長,副本部長,政策監,総合政策部長,総務部長,市民
生活部長,保健福祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,議会事務	生活部長,保健福祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長,議会事務
局長,消防長及び <u>教育部長</u> をもって構成する。	局長,消防長及び <u>教育次長</u> をもって構成する。

改 正 後	改 正 前
3 略 (企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、 <u>教育部長</u> ,政策調整課長,総務課長,環境課長,人権・ まちづくり課長,市民課長,健康医療課長,福祉課長,こども課長,商工 観光課長,都市計画課長,教育委員会庶務課長,学校教育課長,こども夢 づくり課長,生涯学習課長,文化課長,中央公民館長及び図書館長をもっ て構成する。 3 企画委員会の委員長は <u>教育部長</u> ,副委員長は政策調整課長をもって充て る。 4及び5 略	観光課長,都市計画課長,教育委員会庶務課長,学校教育課長,こども夢づくり課長,生涯学習課長,文化課長,中央公民館長及び図書館長をもって構成する。

(総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正)

第3条 総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱(平成22年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第5条関係)	別表第1(第5条関係)
総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、 <u>教育部長</u> 、消防長及び本部長に指名された者	総合政策部長,総務部長,市民生活部長,保健福祉部長,産業部長,建設部長,環境水道部長, <u>教育次長</u> ,消防長及び本部長に指名された者

(総社市企業誘致推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 総社市企業誘致推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第86号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後		改	正	前	
(組織) 第3条 略				(組織) 第3条 略				

改 正 後	改 正 前
2 略 3 委員は、 <u>教育部長</u> ,総合政策部長,産業部長,建設部長,環境水道部長, 文化課長,政策調整課長,上水道課長,下水道課長,農林課長,商工観光 課長,土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略	2 略 3 委員は、 <u>教育次長</u> ,総合政策部長,産業部長,建設部長,環境水道部長, 文化課長,政策調整課長,上水道課長,下水道課長,農林課長,商工観光 課長,土木課長及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略
4次0.0 吨	

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。